



五胡十六国時代における胡族政権の中華王朝思想

王, 柯

(Citation)

国際文化学研究 : 神戸大学国際文化学部紀要, 10:1-23

(Issue Date)

1998-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81001199>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81001199>



五胡十六国時代における胡族政権の中華王朝思想

王

柯

中国における中央集権的統一国家の樹立と封建社会の樹立以降、東漢末期から、中国は長い戦乱期に入った。とくに三国時期から晋末期にかけて、軍閥戦争が相次ぎ、そのため、人口移動も激しくなった。漢人が周辺地域に移動し、河西域で前涼・西涼政権のような地方政権を樹立したケースもあったが、全体として最も多かつたのは、「五胡入中原」、つまり北方の遊牧民族―「胡」―が万里の長城を越えて、人口の激減した中原に入り、本来の漢人地域に居住することであった。五胡とは、匈奴、羯、鮮卑、氐と羌である。

二九〇年から晋武帝司馬炎の死後の権力継承を巡って晋朝が一六年間も続く「八王の乱」に陥り、胡族による蜂起が相次ぎ、複数の「胡族」の政権が樹立され（表1）、中国の北方は「五胡十六国」の時代に入った（十六国のなかに漢人による政権もあった）。中原地域に作られた胡族政権が中華文化、そして中華文化を共有する人々―漢人―に対していかなる政策を取ったか、そしてそれが中国における多民族統一国家思想の形成上において如何なる意味を持つかを、主に文献を使用して検討していく。

表1 五胡十六国時代の主な胡族政権

| 国名 | 創始者 | 民族 | 単于官制 | 自立年 | 年号 | 首都 | 皇帝即位年 | 亡国年 |
|-----------|------|----|------|-----|----|--------------|-------|-----|
| 漢 (前趙) | 劉淵 | 匈奴 | 存在した | 304 | 元熙 | 平陽→長安 | 308 | 329 |
| 北涼 | 沮渠蒙遜 | 匈奴 | | 397 | 神璽 | 張掖 | | 439 |
| 夏 | 赫連勃勃 | 匈奴 | 存在した | 407 | 龍昇 | 統万 | | 432 |
| 後趙 | 石勒 | 羯 | 存在した | 319 | 建平 | 襄国 | 329 | 350 |
| 前秦 | 苻健 | 氏 | 存在した | 351 | 皇始 | 長安 | 352 | 394 |
| 後涼 | 呂光 | 氏 | 存在した | 386 | 太安 | 姑臧 | | 403 |
| 後秦 | 姚萇 | 羌 | 存在した | 384 | 白雀 | 長安 | 386 | 417 |
| 前燕 | 慕容皝 | 鮮卑 | 存在した | 337 | 燕元 | 龍城 | 349 | 371 |
| 後燕 | 慕容垂 | 鮮卑 | | 384 | 燕元 | 中山 | 386 | 395 |
| 西燕 | 慕容冲 | 鮮卑 | | 385 | 燕興 | 長子 | 385 | 395 |
| 南燕 | 慕容徳 | 鮮卑 | | 398 | 燕平 | 広固 | 400 | 411 |
| 西秦 | 乞付国仁 | 鮮卑 | 存在した | 385 | 建義 | 苑川 | | 431 |
| 北魏 | 拓跋珪 | 鮮卑 | | 386 | 登国 | 平城→洛陽 | 398 | 534 |
| 南涼 | 秃髮烏孤 | 鮮卑 | 存在した | 397 | 太初 | 西平 (青海西寧) | | 414 |

1、単于から皇帝へ―胡族の政治的変容

中原地域で最初にできた胡族政権は、匈奴によるものであった。匈奴は本来モンゴル高原に住んでいたが、北匈奴が西へ移動してから、中国の王朝に服従を表明した南匈奴は、鮮卑族による侵略及び自然災害を受けてますます中国内地へ移動し、西晋時代に今日の山西中部と南部に移住した。西晋の末期において、匈奴及びそれと血縁的淵源関係がある羯・盧水胡などが前後して中原地域で前趙・後趙・夏・北涼などの政権を樹立した。「前趙」は、南匈奴単于の後裔である劉淵が、同じ王族である劉宣をはじめとする匈奴貴族の助言を受けて、三〇四年に「漢」という名で樹立した政権である。劉宣らは、「興我邦族、復呼韓邪之業」という目標を掲げ、匈奴帝国の回復という志しで、劉淵を「大単于」として推挙したのである。しかし結局劉淵が建てたのが匈奴民族国家ではなく「漢」という政権であり、劉淵が就いたのも大単于ではなく「漢王」、そして「皇帝」であった。

匈奴王族の「劉」姓が、かつて単于が漢の高祖劉邦と兄弟の約束をしたことに由来するものであり、ここに来て劉淵は「私

はまた漢の甥で、兄弟の約束もし、兄が亡くなり弟が継承するのは当然である」と、漢王朝の後継者を扮してその正当性を主張するが、その目的は「漢は天下を長く有し、恩徳を以って人心を結び、……。暫く漢と称し、追って後主を尊び、以って人望を懐ける」ということであつた¹⁾。

事実上、劉淵の理想は匈奴帝国を建設することでも、漢王朝を回復することでもなかつた。「今は晋氏が猶おり、四方が未定で、高祖（劉邦）の法を仰ぎ尊び、暫く漢王と称し、皇帝を称すのを暫く止め、宇宙が同一してから更に議論すればよい²⁾」。明らかに、彼は「復漢」という名のもとに漢人の支持を集め、統一した中国の皇帝になり、少なくとも「不失為魏氏」と言つたように、曹魏のように中国北部を支配することを目指していたのであつた。前燕の基礎を築いた慕容廆も当初から「中原を有すべし」（「当有中原」）と考え、中華王朝の構築を目標とした。その孫である慕容皝は、秦始皇帝に始まるという中華国家を受け継いで帝位につく者が譲り受けるべき伝国の印「伝国璽」をもらったことをきっかけに、皇帝を称した³⁾。

ほとんどの胡族政権は中華王朝を目指していた。そのため、多くの支配者が「皇帝」と自称し（称帝）、自らの元号を立てた（建元）。「建元称帝」は「革命創制」を意味し、胡族の支配者はそれを通じて、その政権建設を中国の正当な王朝交替であると位置付けようとしたのである。西晋が滅んでから中国北方は各民族政権の割拠下におかれ、晋を滅ぼして漢を回復するといつた口実がなくなり、そこで各胡族政権はほかの胡族政権に対し自らの中華王朝の正当性を強調するようになった。

「漢」という名称の意味もなくなつたため、劉曜は皇帝に即位してから、「晋の金行に次ぐ水行にし、国名を趙とする⁴⁾」とした。かつて前趙に仕え、三二九年に趙王・大单于と称して後趙を樹立した羯族の石勒も、自ら「龍飛革命」、「趙は金徳を承り水徳となる」と主張し⁵⁾、前燕の慕容皝も自らの自立が「革命創制」であると考へた⁶⁾。つまり「革命説」

と、漢代からの陰陽五行説から来た「五徳終始説」に基づき、それぞれ晋の後の正統な中華王朝であると主張したのである。

三三八年に鮮卑族拓跋部の什翼犍によって立てられ、北魏政権の前身ともされたのは「代国」であり、北魏の創始者・什翼犍の孫である拓跋珪も、三八六年にモンゴル草原で開かれた部族大会で「代王」に就任したのであった。代王とは、三一〇年に晋王朝が拓跋鮮卑の首領拓跋猗廬に与えた称号であり、すなわち胡族支配者が考えた王朝の正統性は、実は中国の正統王朝との継承関係にあった。拓跋珪は三九八年に国名を魏に変え、皇帝（道武帝）と称した。太武帝拓跋燾の時代になって、魏は北はモンゴル高原、東北は遼西、西は今日の新疆東部、南は秦嶺・淮河以南までの大国になった。孝文帝拓跋宏も北魏が晋の後を継ぐ「水徳」とした。⁷⁾

胡族政権の支配者が「皇帝」となることは、胡族政権の政治的重心が漢人社会に移ったことの反映である。前趙は降伏した漢人士族―読書人の家柄を有する者―を積極的に採用し、それらを通じて政権建設を行った。漢人官僚も王朝の爵位をもらい、匈奴貴族と一緒に胡族政権に仕えていた。中国の研究者の統計によれば、史料によって記載されている前趙の官僚二三人の内、漢人が一二人、劉氏一族を含め匈奴出身者が一四人とそれぞれなっている。⁸⁾

胡族政権が支配者を「皇帝」とし、そして漢人士族を官僚に登用することは、中央集権的国家を目指しているためでもあった。各胡族政権は、基本的に中原王朝の政治制度を採用している。劉淵は漢魏時代以来の官制を継承し、「太尉」・「太尉」・「御史大夫」という「三公」と「司徒」（大司徒）・「司空」（大司空）・「司馬」（大司馬）・「太宰」（太師）・「太傅」・「太保」の「六卿」を設け、あらゆる分野の最高権力を中央政府に集中させた。後趙の石勒も中原王朝の政治制度を採用し、そして「九品中正制」を回復して、漢人張賓を官僚の選任を司る大執法に起用し、多くの漢人士族を登用させ、漢人士族の力を借りて新政権の律令を制定し、行政システムを整備したのであった。⁹⁾

北方において複数の政權が乱立しているなか、二国が東西に対立する状態が三回にわたって現れる。それは匈奴族の前趙と羯族の後趙、鮮卑族の前燕と氐族の前秦、鮮卑族の後燕と羌族の後秦である。かつて前趙と後趙に仕えた苻健は、三五年に天王・大单于と自称して前秦政權を樹立し、さらに三五二年に皇帝となると大单于を息子に譲った。三五七年に政變を通じて前秦の皇帝になった苻堅は、「胡漢分治」の制度を完全に廃止し、漢人士族を信用してその支持を取り付けた。彼に最も信頼・重用された王猛は、厳しい法律の下に王族を含む氏族出身者を処刑したこともあった。

とくに注目すべきは、複数の胡族政權が魏晋時代の「九品中正制」（九品官人法）を回復させ、漢人を中正官に登用したことである。「九品中正制」とは、中央官僚が出身地域の「中正官」（時代によつて名前が異なる）を兼任し、地域社会の出仕していない知識人を世論・道徳・才能・家柄などで三等九品に分けて、官僚候補として政府に推薦するといふ三国時代の魏によつて始められた官僚選任制度である。「但存門第」と言われたように、「九品中正制」には門閥重視という欠点があり、その上で胡人より漢人を「中正官」にして官僚を選任させたことは、胡族の統治にとつて漢人士族の協力が必要であることを物語る。

北魏の官制は本来民族的な部分が多かつたが、開国の道武帝拓跋珪は漢人社会の社会制度・租税制度を存続させ、早くも登国元（三八六）年から、士族出身の許謙を右司馬、張袞を左長史にして、「参賛初基」¹⁰、つまり彼らを早期の国政運営に参加させた。拓跋珪はまた戦争の捕虜からも漢人の有能者を抜擢して国政運営に参加させ、三九六年に并州を奪取した後は、「初めて台省を立て、百官を置き、公侯を封拜し、將軍・刺史・太守・尚書郎以下はすべて漢人にした」¹¹。

張袞、崔宏、鄧淵、李先、賈閏、晁崇は、典章制度を制定し、中華王朝のように北魏王朝を作り上げた。

太武帝拓跋燾が即位すると、漢人の崔浩を冀州大中正に任命し、鮮卑族の長孫嵩を司州大中正に任命した。「崔浩が大中正になると直ちに冀州・定州・相州・幽州・并州五州の士、数十人を郡守に任用し、漢人系官僚進出の源を開い

た¹²⁾。北魏の国力の伸長、つまり長江以北を統一できたことは、政權に積極的に協力した漢人士族に頼った部分が大きかった。

「皇帝」を称しなかった胡族の支配者もいた。例えば、三八五年に西部鮮卑の乞伏国仁が陝西西部・甘肅東部で、大都督・大將軍・大单于と称して西秦政權を樹立し、乞伏国仁の後継者である乞伏乾帰もその他の民族を支配するために大单于の名を保っていた。三九七年に西部鮮卑の秃髮烏孤は大都督・大將軍・大单于・西平王と称して南涼政權を樹立し、四〇七年に南匈奴の傍系である鉄弗匈奴の赫連勃勃は、寧夏・陝西西部と内モンゴル西部で天王・大单于と称して「夏」という政權を樹立した。ところが、乞伏国仁が「建義」で、秃髮烏孤が「太初」で、赫連勃勃が「龍昇」であるように、それぞれみな独自の元号を立てた。元号は漢武帝以来中華王朝の特有の制度であり、元号制度の採用は、政治的自立だけではなく、中華王朝の政治と文化伝統をも受け継いだ証である。

胡族出身のため、一部の政權はその前期において、政治支配の二重構造を有していた。前趙・後趙・前秦・後秦・前燕・後燕・北燕・西秦・南涼・夏などの胡族政權は、その樹立する以前、あるいは初期段階において、最高支配者あるいは後継者を「大单于」としたり、大单于を長官とする官庁「单于台」を設立したりした。大单于と单于台の仕事は、主に支配者の出身民族とその他の非漢民族を含む「六夷」（匈奴・鮮卑・羯・氐・羌・烏丸、または匈奴・鮮卑・羯・氐・羌・巴）の管理である。つまり二重的支配構造を通じて「胡漢分治」を行ったのである。

鮮卑族による南涼の場合、「晋人を諸城に置き農桑を勧めさせ以て軍国の用に供え、われわれが戦法を習い以て未賓服を誅伐するなり」と言われたように、晋人（晋の支配下にいた漢人）を軍隊から排除している。单于・单于台を設ける政權では、軍隊の指揮権は单于によって掌握された。民族的相違から出発して漢人を牽制する思想が、胡族支配者の意識のなかに潜んでいることは否定できない。北魏は前期において鮮卑族王族・貴族による「内行官」と、主に漢

人官僚による「外行官」という二つの官制システムを敷き、最終決定権を持つ「内朝」を以て、議事機関とされた「外朝」を牽制した。

しかし、前期の北魏のように厳しい「胡漢分治」を実施する胡族政権は全体的に少なかった。後趙の石勒のように、「胡漢分治」を取るが、「九品中正制」を採用することを通じて、胡族の優位を事実上無くした政権もあり、むしろ北魏のほうが例外であった。鮮卑族は西部鮮卑と東部鮮卑に分かれていた。鮮卑族自体は本来東北地域に居住するため、いわゆる西部と東部は、漢人社会との距離から見た概念でもある。「独り拓跋氏は、真の胡として中夏に入り主になった」といわれるように、以前から漢人社会と接触してきた西部の慕容部に比べ、東部の拓跋部は接触が少なかった。拓跋部による北魏の漢人に対する不信任は、ここから来たのであろう。

ほとんどの胡族政権は、漢人に対する民族的差別の理由で「胡漢分治」を取り入れたのではない。漢人士族の手助けで中華王朝を作ること懸命だった胡族の支配者としては、その治国において民族差別の目があったとしても、まず漢人には向かないであろう。ちなみに、かつて厳しい「胡漢分治」を実施した北魏は、漢人社会と接触するにつれて、漢人の文化——中華文化——の学習に対し最も熱心となり、後に自ら積極的に「漢化」したのであった。

二重的支配構造下にある「胡漢分治」は、漢人を牽制するというより、むしろそれぞれの社会実情に応じて違う支配策をとるとの考え方に基づくものであった。胡族政権は、周辺地域の非漢民族、あるいは漢人地域に入って来た非漢民族、いわゆる六夷を治下に入れたものが多い。六夷と漢人とは、経済様式及びそれによって規定された社会構造が異なるため、各胡族政権は、定住農業を営む人々（主に漢人）に対し中国王朝の伝統的支配体制を敷いて支配し、部族社会の下に遊牧を営む人々（主に六夷）に対し匈奴帝国の伝統的支配体制を以て支配したのであり、民族は必ずしも絶対的な区切りではなかった。単于が軍の指揮権を掌握する理由も、主力である騎兵を遊牧民の「六夷」をよりどころに作ら

れたことにあつたと思われる。

大单于の称号をもっていた複数の胡族支配者は、一旦皇帝と自称すれば、必ず大单于の称号を子弟に譲る。例えば、三〇八年に皇帝に即位した劉淵は息子の劉聡に譲り、三一〇年に单于台を設置した。劉聡は即位するとまず皇太弟劉乂に、後にまた皇太子の劉桀に譲った。三代目皇帝の劉曜も三二五年に单于台を設立し、息子の劉胤を大单于とした。三三〇年・三五二年・三八六年にそれぞれ皇帝に即位した後秦の石勒、前秦の苻健と後燕の慕容垂は、即位した時点で大单于の称号を後継者の息子に譲った。こうした大单于の「禅譲」から、実際に重要なメッセーヂが読み取られる。それは五胡十六国時代には、各胡族政権においては大单于がすでに胡族の伝統的支配者から中国王朝の皇帝の臣下に変身したと、政治構造においては皇帝を中心とする中国の伝統的王朝体制が主であり、大单于を初めとする胡族管理体制が補助的役割を果たすものに過ぎなくなつたことであつた。

2、夷狄から華夏へ—胡族の民族的変容

表2で示されたように、複数の胡族政権が、周辺の非漢民族に対して統御官を設けていた。名前が違い、官職の数量も等しくなく、地方官による兼任、現地民族首長の起用などの点においてそれぞれ相違するが、「校尉」と「中郎将」など軍の将校を以て異民族の統御に当てることは西漢以来の慣例であり、「平羌校尉」・「平呉校尉」・「滅羌校尉」を設けて反抗する民族集団に対して軍事鎮圧を行うこともあるが、ほとんどの胡族政権が周辺民族を「護る」という中華帝国の伝統思想を受け継いだことは、統御官の名称からも分かる。

他者の立場から「蠻」「夷」「戎」「胡」を守り、管理するというような思考様式は、胡族政権が自ら民族的に夷狄から脱皮しようとする意志をさらした。例えば、石勒は「胡」という語をとくに忌み、胡族を「国人」と呼ばせた。⁽¹⁶⁾慕容

表2 各胡族政権の異民族統御官

| 官 職 | 政 権 |
|----------|----------|
| 「西戎校尉」 | 前秦 |
| 「西胡校尉」 | 西秦 |
| 「西蠻校尉」 | 前秦 |
| 「西夷校尉」 | 前秦・後秦・後燕 |
| 「南蠻校尉」 | 後趙・後燕 |
| 「東夷校尉」 | 前趙・前燕 |
| 「丁零中郎將」 | 前趙 |
| 「護氏校尉」 | 後趙 |
| 「護羌校尉」 | 前秦・後涼・北涼 |
| 「護南蠻校尉」 | 前燕・前秦 |
| 「護西夷校尉」 | 前秦・北涼 |
| 「護西羌校尉」 | 前秦 |
| 「護東羌校尉」 | 後秦 |
| 「護西胡校尉」 | 北涼 |
| 「護南氏校尉」 | 前趙 |
| 「護氏羌校尉」 | 後趙 |
| 「護烏丸校尉」 | 前秦 |
| 「護鮮卑中郎將」 | 前秦 |
| 「護赤沙中郎將」 | 前秦 |
| 「護羌中郎將」 | 前秦・後秦・後涼 |
| 「護匈奴中郎將」 | 前秦 |
| 「寧羌中郎將」 | 前秦 |
| 「平吳校尉」 | 前秦 |
| 「滅羌校尉」 | 前秦 |
| 「平羌校尉」 | 前趙・西秦 |

庖の子である慕容翰は兄の慕容皝の迫害で自殺した直前、「逆胡が神州を跨擲し、中原は未だに安定せず」といい残したのであった。⁽¹⁷⁾ 前燕の初代皇帝慕容儁は夢でうなされたため、死胡が生き天子の邪魔をしていると言って死んだ後趙皇帝の石季龍の墓を壊した。⁽¹⁸⁾ いずれも自分が胡ではなく、他の政権が胡であるかのような主張であった。

前燕の初代皇帝慕容儁が「戎夷を控制する方法は徳を以て接すこと」と主張し、前秦の苻堅も「夷狄心」とは平和的関係を保つべき、「服而赦之」（帰順すれば宥赦する）との政策を取った。苻堅は西域に征伐軍を送る際、「西戎は風俗が荒く、礼義の国ではなく、それを羈靡する道は、服従させてから赦免し、中国の道を示し、王化の法以て導くことである」と遠征軍の統帥に教えたという。ここから、中華帝国の周辺民族に対する寛容さが容易に看取される。

三八四年の淝水の戦いで前秦が急速に崩壊した。それに乗じて、羌族の姚萇は渭水以北で大將軍・大単于・万年秦王と称して後秦政権を樹立した。姚萇の捕虜になった苻堅は「伝国璽」を渡すように要求されると、「小羌のくせに天子を脅かす。伝国璽をあなたたち羌に譲るわけはあるまい。凶・書・符名などの根拠があるのだろう。五胡の序列にあなたたち羌の名はあるまい」と、きっぱり断ったという。苻堅は自らなお「胡」であることを意識するが、しかし伝国璽を譲らない理由と

して、将来のことについて書かれた河図・緯書と符名がなく、中国の文化制度に沿わないことを取り上げ、後秦は正統な王朝ではないと断定したのである。

中国において、文化制度と政治制度とは本来分けられず、正統な中華王朝を目指す胡族政権は、中華の文化、特に儒学の勉強に多大な情熱を注いだ。劉淵は蜂起を興してから、一貫にして漢人士族を保護したため、多くの漢人住民の支持を得たという。⁽²¹⁾ 劉曜は、「太学を長楽宮の東に、小学を未央宮の西に立て、百姓から年が二五以下十三以上、教わるべき神志のある者を千五百人選び、朝賢・宿儒・明教・敦学に分け教え」、⁽²²⁾ 儒学の普及に力を入れた。

後趙の石勒は、奴隷の出身で字を読めないが、中国の史書を他人に読んでもらい、特に「漢書」が好きだったという。彼は戦時中から漢人士族を保護し、流民と捕虜の中から「其の衣冠人物（士族）を集めて君子堂とし、張賓を幕僚の長に抜擢して」、⁽²³⁾ 士族の特権的地位を認めた。⁽²⁴⁾ 中央に律学祭酒・教学祭酒・史学祭酒・門臣祭酒、各地方に博士祭酒などの学官職を設けて、自ら大学・小学に足を運んで学生に試問するほど、中華文化に対する強い熱意を示した。⁽²⁵⁾

前秦の苻健は「修尚儒学」と言われ、⁽²⁶⁾ 政変を通じて帝位に即いた苻堅も漢人士族を重用し、三七〇年に魏晋時代の士族の籍を回復した。彼は中華文化の普及に力を入れ、「一月に太学三度に臨み」、「広く学宮を修め、……公卿以下の子孫に授業を受けさせ、その有学者を通儒と名づけ」、氏族の武将に対する儒学教育まで実施した。苻堅はまた「明堂」を起し、中華王朝の政治伝統と中華の文化伝統の正統な継承者として、漢人の理想的な「聖君賢相」の社会を作り出すことに努めた。⁽²⁷⁾ 後秦政権の二代目の皇帝姚興も各地に「学官」を設置し、有名な儒学者を招請して、講義に自ら出席するほど儒学を尊んだ。四〇一年から北凉政権の最高権力を掌握した沮渠蒙遜も、戦乱を逃れてきた漢人士族を保護し、それを官僚に登用した。⁽²⁸⁾

鮮卑の慕容部では、慕容廆・慕容皝・慕容儼の三代ともに西晋・東晋から大都督・大將軍・大单于・遼東公の称号を

もらっていた。三三七年に慕容皝は燕王と称して自立し、三五二年に慕容皝は皇帝と称して前燕政権を樹立した。慕容廆は、「平原の劉讚は儒学に通じ、引いて東痒祭酒となし、其の世子皝は王族子弟を率いて授業を受けた。廆は覽政の暇、自ら臨み聴講し、そこで……礼讓が流行った」⁽²⁹⁾。後燕の慕容宝も「敦崇儒学」と言われた⁽³⁰⁾。

西部鮮卑の乞伏部による西秦政権の乞伏乾帰は、著名な漢人儒学者の焦遺を太子太師にした上に、博士の職を設置し、以って王族の子弟に中華文化を教授させた。河西地域に南凉政権を樹立した西部鮮卑の秃髮烏孤は、高級官職に秃髮王族を以って充てたが、「四夷の豪傑」・「西州の徳望」・「文武の秀傑」・「中州の才令」・「秦雍の世門」は「皆内では頭位に居、外では郡県の宰を務め」⁽³¹⁾、漢人士族に対して礼を以って遇した。その後継者の秃髮利鹿骨は、さらに漢人の儒学者による王族子弟への儒学教育を行わせた⁽³²⁾。

胡族の支配者が中華文化の普及に情熱を注いだ理由は二つあると考えられる。まず、政治的に必要であったことである。中国においては、政治制度と文化制度とは切り離せない関係にある。たとえば、前趙政権は歴史を記録する史官も音楽を制定する楽府も設立させ、前燕は「朝廷礼儀の設計解釈も、大体魏晋に沿った」⁽³³⁾。漢人地域を支配するためには、文化制度の側面から中華文化への取り組みが必要であった。

北魏開国の皇帝拓跋珪は三九八（天興元）年に国号を魏に変え、七月に「平城に都を移し、初めて宮殿を営み、宗廟を建て、社稷を立てた」。八月に「有司に詔を下し、封畿を分別し、郊甸を制定し、経術を正し、道里を標記し、五権を一致させ、五量を校正し、五度を定めた」。十一月に「詔を下し、尚書吏部郎中鄧淵に官制を定めて官位を立てさせ、音律を調べて音楽を作らせ、儀曹郎中董謐に郊廟を起こして社稷・朝覲・饗宴の儀を定めさせ、三公郎中王徳に律令を定めて科禁を公布させ、太史令晁崇に渾天儀を製造して天象を研究させ、吏部尚書崔玄伯にこれを総裁するよう、それぞれ命じた」⁽³⁴⁾。そして一二月に帝位に即し、「崔宏の勧めで、自ら黄帝の後裔と言ひ、新王朝の五行を土徳にした」⁽³⁵⁾。事

実上、中国の文化制度を政治制度の基礎としたのであった。

漢人社会を管理するためには漢人氏族が必要であった。石勒の「人材主義への熱意は南朝と違って真摯であった」。

その理由は、「彼らの当面の課題たる北支における重農主義国家再建の建設的任務を果たすためには儒教の政治思想を標榜し、かつ儒教主義の人材を必要としたからである。……漢人庶民は北族国家の統治を直接受けるよりも漢人豪族の蔭附たるに甘んじたものであろう」という。また、前秦が「外において兵革を修め、内において儒学を尊び、農桑が勧められ、廉恥が教えられ、……兵強国富、民間が平和であることは、王猛の蔭である」。

そして第二は、中華文化への憧憬である。劉淵・劉和・劉聰・劉曜も皆幼い頃から漢文の教育を受けていた。劉淵は、「上党の崔遊に師事し、『毛詩』・『京氏易』・『馬氏尚書』を習い、尤に『春秋左氏伝』・『孫呉兵法』が好きで、『史』・『書』・『諸子』のなか、読んでいないものはなし」。

劉淵の跡を継いだ劉和は、「習『毛詩』・『左氏春秋』・『鄭氏易』」。

劉聰は、一四歳のときから、「経史に通じ、兼て百家の言を整理し、孫呉兵法など、読まないものなし」。

つまり匈奴貴族の中華文化への転向は、昔から本心でやってきたことであり、当初から中国の天下を取るための行動であったと言いが難い。

「非我族類、其心必異」と言ったような考え方に代表されるように、民族の相違から、一部の漢人氏族は、胡族が漢人地域に入ることに對して大きな反感を持つ。しかし、「心」とは思考様式と価値観である。中華文化、特に儒学の勉強は、当然胡族君主の人生観・価値観に大きな影響を与えるはずであった。例えば、南匈奴の傍系である鉄弗匈奴の王族も劉の苗字を使っていたが、「夏」政権を建てた赫連勃勃はこれを「赫連」に変えた。一見このことは漢文化からの離脱に見えるが、実は赫連勃勃が姓を変えた理由は、「子は母方の姓に従うのが礼に反するものである」という極めて中華的な考え方であった。苻堅は家庭で八才から儒学を学び始めたため、「性至孝、博学多才芸、有經濟大志」となり、

孔子が提唱する「修、齊、治、平」（身を修め、家を齊え、国を治めて天下を平らにする）というような儒学者の人生観に完全に一致している。

中華とは本来、民族より、むしろ文化を指すものであった。正統な儒学からみれば、文化的に中華であれば、民族的にも華夏になる、ということになる。南涼の秃髮傴檀本人は「経綸名教」で、その子弟及び王族もみな積極的に漢文化を吸収した。そのため、風俗慣習も服装も言語も次第に漢化した。各胡族政権の中華文化を積極的に吸収する政策は、事実上漢化政策であり、五胡十六国時代における胡族の漢化は、王族・皇族・社会の上層部から始まるという特徴をもっていた。

胡族君主の中でもっとも漢化を積極的・徹底的に進めたのは、北魏の孝文帝拓跋宏であろう。すでに拓跋珪が三九八年において「朝野はみな髪を結束し帽子を被る」と命じた時点から、鮮卑族の漢化が始まった。孝文帝の時代になってもなお多くの鮮卑貴族が漢化政策に強く抵抗したが、四九三年、孝文帝は鮮卑社会の漢化・封建化を促進させるために、断然たる態度で都を平城から中華文化の中心地帯にある洛陽に移し、四九五年にまた「洛陽に遷住した民は、死ねば黄河以南に埋葬し、北へ帰ることは許さない」と命じ、⁽⁴⁾「髪を編み服を左衽した」皇太子の処刑を始め、反対派を容赦なく鎮圧した。⁽⁴²⁾

鮮卑族は中原地域に入った時点でなお鮮卑語を使用していた。北魏王朝は初期において漢人官僚の鮮卑語使用を要求したが、統治下の漢人住民に対し鮮卑語の学習と使用を強制しなかった。ところが、孝文帝は四九五年に「朝廷での北俗言語の使用を禁じ、違反する者は官職を免ずる」⁽⁴³⁾、「北語を断り、一切は正音に従う」という命令を下し、鮮卑族自身の鮮卑語使用も厳禁した。彼はまた鮮卑服が遊牧民の服であり、中原の文化伝統に合わないという理由で禁止し、中華文化の正統の継承者であれば服飾においても漢人と一致しなければならぬと、漢人服の着用を提唱した。そして、皇

族の姓を「拓跋」から「元」に変えることをはじめ、鮮卑族の姓をすべて漢人の姓に変えるよう命じ、かつて遊牧民族では許されて来た同姓通婚の禁止を通じて胡漢通婚を促し、自らも漢人の名門世家から妃をとり、皇室の娘を漢人に嫁がせ、血統においても鮮卑族の漢化を推進した。

3、遊牧民から農耕民へ―胡族の社会的・経済的変容

上述のように、非漢民族の漢化、イコール中華文化の吸収であった。しかしいわゆる中華文化とは、定住農業を背景に成立したものであり、本来遊牧民だった胡族にとっては、漢化の最も根本的な条件がほかならぬ定住農業化であった。劉宣の話を借りれば、「漢の亡国以来、魏と晋が相次ぎ興り、単于には虚号があるが、再び尺土の業を有しない。諸王侯さえ編戸と同じように下がった」となる。⁽⁴⁴⁾ また「晋書」陳元達載記によれば、匈奴出身の儒学者陳元達は前趙政権に出仕するまで、「常躬耕兼誦書」という生活を送っていたという。つまり内地に移住した匈奴は、前趙政権の樹立以前から、すでに遊牧から離れ、定住農業を始めたのであった。

一方、農業を遅い時期に始めた胡族もいた。二世紀半ば、檀石槐は鮮卑の「大人」になり、彼は鮮卑の各部を統一し、法律を作り、鉄器の兵器と道具を作って鮮卑社会の発展を促し、統治の便宜上鮮卑を東部・中部・西部に分けた。中国の史書に、二二二年に鮮卑が馬と牛などの家畜を以て曹魏と貿易した記録が残っている。⁽⁴⁵⁾

しかし中原に作られた各胡族政権はそろって農業促進策を打ち出した。その理由は、まず中原での国家建設のため、軍の食料を確保することにあつたと思われる。羯族の石勒は、「使節を派遣して州郡を循行させ、戸籍を確定し、農業を勧めて課税を行い」、後趙の農業生産の向上を励まし、戸籍を単位とする税収制度を確立させた。⁽⁴⁶⁾ 氏族の苻堅も「課農桑」⁽⁴⁷⁾を励行し、農業に対する税収を前秦の主な財源とした。前燕の基礎を築いた慕容廆は、「胡漢分治」を取らず、

帰順した漢人に対して「郡」を設けて漢人を「郡」の役人に登用し、農業生産を勧めた。これらの実例をみると、胡族政権による農業促進は、まず現地の漢人から始まったことが分かる。

その後間もなく、支配民族自身の定住農業化も始まった。慕容廆は二九四年にその部族を率いて今日の遼寧西部に移住し、「農桑法制を以てこれを教え、上国と同様にした」⁽⁴⁸⁾。後継者の慕容皝は「農は国の本」と言い、「地を千里開き、その部族を五万戸昌黎に移住させ、……牧牛を以てこれを貧家に与えて、農産業に従事させ、公は収入の八分を、二分を個人収入とした」⁽⁴⁹⁾。

定住農業への転向は、必然的に遊牧民族の伝統的部族社会を変容させた。石勒の父は「部落小率」、すなわち部族の小頭目であった。鮮卑の拓跋部も、かつて遊牧の生産様式に応じて、部（部族）・邑落（氏族）・落（大家族）のような血縁的部族制度をとっていた⁽⁵⁰⁾。部族は基本的に家族共同体を基礎とする生活共同体であるが、政治共同体・軍事共同体の意味合いもあった。部族は、血が繋がっている同士の助け合いが強く求められている遊牧社会にとって必要だったが、地域を単位とする農業社会には必ずしも適応できず、その上にまた農業社会を基礎とする中央集権的政治体制の対抗勢力の温床になりかねなかった。

そのため各胡族政権は胡族の定住農業化とともに、社会構造の面においても血縁社会から地縁社会への移行を積極的に推進した。例えば、後燕の慕容宝は、定住農業化を推進してきた慕容垂の跡を継いで、「戸籍人口を校閲し、諸軍営をやめさせ、各郡県に分属させた」⁽⁵¹⁾。生活共同体と政治共同体・軍事共同体とが不可分である遊牧社会では、軍営とは部族そのものの以外のなものでもない。慕容宝は、土地に基づく戸籍登録と郡県制の施行を通じて、鮮卑の伝統的部族制を崩壊させ、鮮卑民衆を部族の民から国の民に仕上げたのであった。

鮮卑の拓跋部も、本来「八部」を中核とする部族制であり、部族の盟主は各部による選挙で選ばれることになってい

た。〔南斉書〕魏虜によれば、「拓跋珪が」初めて平城を都とした以前、水と草を追い、城郭もなかった。そこから初めて土で出来た家を造った」という。創始者道武帝拓跋珪を始め、北魏の歴代の皇帝はみんな鮮卑の遊牧伝統を放棄し、定住農業を積極的に推進した。「拓跋珪が三八六年に」諸部族を解散させたため、「民衆を」始めて同じように編民にした。⁵² 拓跋珪はさらに三九八年に「内地に新しく移住してきた民に役牛を与え、人数に応じて農地を授与する」、「各部を離散させ、土地を分けて定住させ、遷徙を認めず、其の君長大人は皆編戸と同じ」⁵³との詔令を下した。すなわち部族を解散させて民衆を部族首領の支配下から引き離し、それに土地を与えて定住する地域と結び付けさせ、部族の衆から国家の民にしたのであった。

これは当然部族首領の反対に遭うが、北魏国家は数十年をかけて強大な軍事力を背景に強制的に施行させた。四五七年に各部の「護軍」（最高軍政と民政長官）を地域の太守にしたことで、漢人地域においてのみ施行されてきた郡県制を完全に取り入れ、七十年間をかけて「編戸齊民」（戸籍をまとめて一律の民衆にすること）を実現させたのであった。その後孝文帝はまた「均田令」（計口分田）・「三長制」（隣・里・党は各々一人の長を置き、五家族は一つの隣に、五隣は一つの里に、五里は一つの党にする）・「租調制」を施行し（四八五年）、そして四八六年に「戸籍を造り、郡県を分けて設置し」⁵⁴、国家の人口管理をさらに強化し、「遍く天下に編戸でない人はなし」⁵⁵というように仕上げた。

経済様式と社会構造の変化は、中央集権の強化と財源の確保ができただけでなく、胡族の生活慣習にも変化をもたらし、遊牧生活を土壤にするシャーマニズムの信仰は次第に放棄された。例えば、中原に入る以前、鮮卑族は天地日月星辰山川など自然物を崇拜し、それらを祭る巫術を保っていた。孝文帝は四九四年に毎年行われていた「西郊において天を祀る」という儀式を廃止し、中華王朝の天・地を祭る儀式を採用し、漢人の天・地・神を自らの天・地・神として祭ることにした。

周知の通り、五胡十六国時代は中国における仏教の普及期でもあった。胡族支配の陰で、西域から多くの仏教僧侶が中国内地に入ることができた。羌族の二代目後秦皇帝姚興は、有名な亀茲僧侶鳩摩羅什を招請し、多くの經典を中国語に訳させ、仏教の伝播に力を入れた。南涼を樹立した禿髮烏孤は、「敬鬼神、祀天地日月星辰山川」という伝統的シャーマニズムの信仰をやめ、仏教に改宗した。北涼の沮渠蒙遜は、仏教に対する信仰心が高かったため、仏教が北涼で流行した。西秦は乞伏乾帰の支配期において、シャーマニズム的な宗教が姿を消したため、隴西地域の仏教が盛んになった。これらは、また北魏における仏教の流行に影響を与えた。

胡族政権が仏教を普及させる目的は、仏教を利用して戦乱が相次ぐなかで精神的安寧を求める人々をコントロールし、仏教の呪術性と神秘性を借りることで自己の権力支配を強化し、仏教の靈驗譚を利用して、人々に胡族の皇帝を認めさせることにあるとも言われる。仏教も外来のものであり、胡族の指導者がそれを推し進める目的は、おそらく、外来の神——仏——に対する人々の信仰を利用して、胡族君主による中原支配の正当性を暗示・主張することにもあったのだろう。経済様式における遊牧経済から定住農業経済への転向、社会構造における部族社会から地域社会への変化、支配関係における部族の民から国家の民への変身を通じて、胡族が漢人と雑居するようになり、言語の消失・慣習の変化・中華文化の習得、特に通婚を通じて、胡族は次第に漢人社会に融合し、漢化されていくようになった。

おわりに

五胡十六国時代において胡族が中原地域で政権を樹立することは、歴史上において「五胡乱華」と称されたが、しかしこれを野蛮民族が中華の正常な秩序を乱したと見るのは実に正しくない。胡族政権はどれも中国全体を統一できなかったが、それぞれ中国の正統王朝と自認し、あるいはそれを目指していた。「至道を重んじて薄俗を戒め、文徳を治めて

遠人を懐けん。然るに九州を統一し、天下を一同に教化する⁽⁵⁷⁾。胡族政権のもとにおいても、徳に基づき天下統一を図るといふ極めて中華的な主張が展開されていた。

中華王朝を建設するという目標から、中国の政治制度を取り入れたという政治的要素が強かったが、しかし中国の政治制度と文化制度とは切り離されない関係にあるため、中華文化の要素も新しい政権の政治制度として取り入れられた。また、中華文化は本来農耕文明を基礎とする文化であるため、経済様式も転換させられ、それに対応して、社会組織も変化したのである。結局中原地域を支配することを通じて、胡族社会自身も大きな変容を遂げた。それは政治制度（官制・法律を含む）の中華王朝化、文化制度の儒学化、経済様式の定住農業化と社会組織の地縁化であった。この時代以降、かつて中華帝国の強敵だった匈奴、そして氐と羯が、一つの民族集団として中国の歴史に再び登場することはなく、羌が小さい民族となり、鮮卑も隋唐時代になると消滅した。当初の「胡漢分治」を経て、多くの非漢民族集団は、この時代を通じて最終的に漢化されたのであった。異民族の漢化は、結局中華文化の卓越性を証明した形で実現され、中華文化のもとにある多民族共存の趨勢を示した。

異民族に対して民族的偏見を持ち、胡族の侵略に抵抗し、「中原回復、尊王攘夷」の民族精神を訴える漢人もいた。これに対し胡族の君主は、「大禹が西戎の出で、周文王が東夷に生まれ、（政治権力は）徳のある者にしか授与しない⁽⁵⁸⁾」、「華夷の異を以って懐で意に介すのは如何なる者や。且大禹が西羌の出で、文王が東夷に生まれ、如何なる志しを持つことだけである⁽⁵⁹⁾」と反論した。中華の正統王朝理論を以って漢人の民族差別意識を批判し、中華文化を身につけた非漢民族による中国支配の正当性を強調することは、中華文化の新しい伝統となった。

唐代の房玄齡が編集し、五胡政権について最も詳しく記載した『晋書』は、中原における胡族政権の樹立に対して、「北狄は中壤を窃み僭号する」・「僭立」・「偽位」という表現を使うが、実際具体的な記述において随所に褒美している。

例えば前秦の苻堅の治世について、「人々は進んで励み、士が多いといわれ、盜賊が見えなくなり、権力者に私事を請託する者が途絶え、田地が開拓され、幣藏が充盈し、典章法物は備えていないものなし」と絶賛し、中華王朝による「徳治」という側面から賛美することも惜しまなかった。「廢職を修め、絶世を継ぎ、神祇を尊び、農桑を勧め、学校を立て、独身者・未亡人・高齢者・自立できない者にそれぞれ食物と生地を賜り、地方役所に特殊の才能を持つ人・孝行友愛忠義を行う人・徳の業で称賛される人を報告するように命じた」という。

事实上、この時代において、陳元達・慕容翰・苻融・苻朗など、胡族出身の儒学者が輩出し、そして多くの漢人も胡族政權に仕えていた。例えば、張賓が石勒に対し、王猛が苻堅に対し、それぞれ知遇を受けた恩を感じ、胡族政權の確立と勢力拡大のために全力を捧げた。『南齊書』魏虜によれば、中華文化に惚れていた北魏の孝文帝拓跋宏は、かつて臣下に対し「江南には良臣が多し」と述べ、そこで李元凱という大臣に「江南に良臣が多く、年ごとに君主が変わる。江北に良臣がなく、百年に一主なり」と皮肉する口調で、長江以北を統一した北魏に出仕する漢人士族は、長江以南に樹立した漢人政權に出仕する漢人士族よりはるかに優秀であると反論したという。東晋の王族さえ胡族支配地域に亡命することも、『晋書』姚興載記に記載されている。

胡族政權が漢人によって正当な中華王朝と見なされた理由は、漢人支配者よりも、胡族支配者の下に中華秩序一礼一がきちんと守られたことにあった。楊恆は西秦の秃髮利鹿骨を「明主」と呼び、王寔は前秦の苻堅を「道徳が虞夏より高く、……教化が盛周より高く、功績が千年も伝えられ、漢の武帝・光武帝も比べものならず」と賛美している。⁽⁶³⁾

天の徳を以って政治を行い、天の徳を実現する者が、「不徳」の支配者に代わって天下を支配することが天命である、という王朝交代における革命の思想は、疑いなく中国北方の漢人知識人に大きな影響を与えた。例えば、「宿徳碩儒」とも言われる儒学者の常韋は、前燕政權の樹立を「革命創制」と考え、張賓は「明公が符命に答え、天命を受けた」と

後趙石勒の即位を見ている。⁽⁶⁵⁾ 彼らにとつて、新興政権に出任することは、異民族に身を託したことではなく、暗君に決別をつけ「明君」に理想的中華秩序を実現する望みを託したことに過ぎなかつた。

徳があるかないか、中華秩序が守れたかないかといったような政治的、社会的、文化的基準で支配者の正当性を判断することは、本来中華文化の真髄でもあつた。異民族による政権が多く樹立された五胡十六国時代を経て、支配者の正当性を民族的に捉えないことがいつそう鮮明化した。言うまでもなく、これは中国における多民族統一国家思想の形成上において、非常に重要な意味を持つものであつた。

注

- (1) 「晋書」劉元海載記。
- (2) 「太平御覽」卷一九引「前趙錄」。
- (3) 「晋書」慕容儁載記。
- (4) 「以水承晋金行、国号曰趙」(「晋書」劉曜載記)。
- (5) 「以趙承金為水徳」(「晋書」石勒載記下)。
- (6) 「晋書」慕容儁載記。
- (7) 「魏書」礼志。
- (8) 周偉洲「漢趙国史」山西人民出版社、一八四頁。その他の民族出身者は一八人だつた。
- (9) 「晋書」石勒載記下。
- (10) 「魏書」許謙伝。
- (11) 「魏書」太祖紀。
- (12) 宮川尚志「六朝史研究 政治社会篇」、日本學術振興会、一九五六年、三〇四頁。
- (13) 「署晋人於諸城勸課農桑以供軍国之用、我則習戰法以誅未賓」(「晋書」秃髮利鹿孤載記)。

- (14) 〔晋書〕石勒載記下。
- (15) 叶適「習學紀言」三三卷。
- (16) 〔晋書〕石勒載記下。
- (17) 〔晋書〕慕容皝載記。
- (18) 〔晋書〕慕容儁載記。
- (19) 〔晋書〕苻堅載記下。
- (20) 〔晋書〕苻堅載記下。
- (21) 周偉洲前掲書、六二頁。
- (22) 〔晋書〕劉曜載記。
- (23) 〔晋書〕石勒載記上。
- (24) 宮川尚志前掲書、四〇二頁。
- (25) 〔晋書〕石勒載記下。
- (26) 〔晋書〕苻健載記。
- (27) 〔晋書〕苻堅載記上。
- (28) 白翠琴「魏晋南北朝民族史」、四川民族出版社、一九九六年、二二八頁。
- (29) 〔晋書〕慕容廆載記。
- (30) 〔晋書〕慕容宝載記。
- (31) 〔晋書〕秃髮烏孤載記。
- (32) 〔晋書〕秃髮利鹿骨載記。
- (33) 〔晋書〕慕容儁載記。
- (34) 〔魏書〕太祖紀。
- (35) 〔資治通鑑〕一一〇卷。
- (36) 宮川尚志前掲書、四〇二—四〇二頁。
- (37) 〔晋書〕苻堅載記下。

- (38) 『晋書』劉元海載記。
- (39) 『晋書』劉聰載記。
- (40) 『晋書』江統伝。
- (41) 『魏書』高祖紀。
- (42) 『南齊書』魏虜。
- (43) 『魏書』高祖紀。
- (44) 『晋書』劉元海載記。
- (45) 『三國志』魏書・田豫傳。
- (46) 「遣使循行州郡、核定戶籍、勸課農桑」(『晋書』石勒載記下)。
- (47) 『晋書』苻堅載記上。
- (48) 『晋書』慕容廆載記。
- (49) 『晋書』慕容皝載記。
- (50) 『三國志』魏書・鮮卑傳。
- (51) 『晋書』慕容宝載記。
- (52) 『魏書』官氏志。
- (53) 『魏書』賀訥伝。
- (54) 『南齊書』魏虜。
- (55) 『魏書』元志伝。
- (56) 尾形勇『東アジアの世界帝国』、講談社、一九八五年、九六頁―九七頁。
- (57) 『晋書』苻堅載記上。
- (58) 『晋書』劉元海載記。
- (59) 『晋書』慕容廆載記。
- (60) 『晋書』苻堅載記上。
- (61) 『晋書』苻堅載記上。

(62) 【晉書】 禿髮利鹿骨載記。

(63) 【晉書】 苻堅載記上。

(64) 【晉書】 慕容儁載記。

(65) 【晉書】 石勒載記上。